

令和元年十二月十七日受領  
答弁第一五〇号

内閣衆質二〇〇第一五〇号

令和元年十二月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員櫻井周君提出「桜を見る会」に関する決裁に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員櫻井周君提出「桜を見る会」に関する決裁に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

お尋ねの「決裁」の具体的に意味するところが明らかではないが、平成三十一年四月十三日に開催された「桜を見る会」への招待者に係る内閣府大臣官房人事課に対する御指摘の「「功績があった人」や「功労者」としての推薦について、これを推薦した内閣官房及び内閣府以外の省庁等のうち、文書により決裁した省庁等及びその決裁者は、会計検査院は事務総長、警察庁は警察庁長官、金融庁は総合政策局総括審議官、復興庁は参事官、法務省は事務次官、外務省は事務次官、財務省は大臣官房秘書課長、文部科学省は大臣官房人事課長、厚生労働省は大臣官房人事課長、農林水産省は大臣官房秘書課長であり、その余の省庁等においては、文書による決裁は行っておらず、また、同様に推薦した内閣官房及び内閣府の部局のうち、文書により決裁を行った部局及びその決裁者は、内閣官房国家安全保障局は内閣参事官、内閣官房内閣情報調査室は内閣情報官であり、その余の部局においては、文書による決裁は行っていない。また、内閣官房及び内閣府において、当該「桜を見る会」の招待者について文書による決裁は行っていない。